

耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

尼崎市 市長 様

納税義務者 住所又は所在地  
氏名又は名称 ⑨  
個人番号又は法人番号  
電話番号( ) ー

地方税法附則第 15 条の 10 第 1 項に規定する耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、尼崎市市税条例附則第 52 項の規定に基づき申告します。

家屋の所在	尼崎市
家屋番号	
種類(用途)	<input type="checkbox"/> 要安全確認計画記載建築物 <input type="checkbox"/> 要緊急安全確認大規模建築物 (用途: )
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨(軽量鉄骨) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他( )
延べ床面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
登記年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
耐震改修工事完了日	令和 年 月 日
地方税法施行規則附則第 7 条第 11 項の補助対象改修工事費用	円

耐震改修が完了した日から 3 か月経過後に申告書を提出する場合は、その理由を記入してください。

[添付書類]

- 改修工事完了後の領収書(分割の場合は最後の支払いに係る領収書)の写し
- 改修工事の内容と費用の内訳が分かる書類の写し(見積書、工事明細書など)
- 地方税法施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し
- 地方税法施行規則附則第 7 条第 12 項の規定に基づく証明申請書

決	課長	係長	係
裁			

## 個人番号（通称：マイナンバー）の記載と本人確認書類の提出（提示）

耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額適用事務を行うため、本申告書の所定の欄に、個人番号（通称：マイナンバー）又は法人番号を記載する必要があります。また、マイナンバーを記載した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、本人であることを確認するため、番号確認（正しい番号であることの確認）と身元確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が義務付けられています。

つきましてはお手数ですが、申告書の「個人番号又は法人番号」欄に、納税義務者のマイナンバー又は法人番号（納税義務者が複数おられる場合は、共有代表者のマイナンバー又は法人番号）を記載いただくとともに、マイナンバーを記載した場合は、下記の表にあるとおり、番号確認と身元確認をするための書類の写しを添付してください。

なお、申告書を来庁にて提出いただく場合は、下記の書類を持参し、ご提示いただきますよう、お願いいたします。

### 本人確認に必要な書類について

※下記の表のとおり、番号確認と身元確認をするための**2種類の書類**が必要になります。

番号確認に必要なもの (以下、①～④のいずれかの写し)	身元(実存)確認に必要なもの (以下、①～③のいずれかの写し)
① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)	① 個人番号カード(表面:氏名、住所、生年月日等の記載がある面)
② 通知カード	② <u>顔写真付き</u> 身分証明書(以下の中から、 <u>いずれか1点</u> ) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等(官公署から発行・発給された書類で <u>顔写真の表示があり</u> 、氏名、生年月日又は住所が記載されたもの)
③ 住民票 (個人番号の記載があるもの)	③ <u>顔写真なし</u> の身分証明書(以下の中から、 <u>いずれか2点</u> ) (1) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書(いずれも提出時において、領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内のもの) (2) 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し(謄本・抄本も可)、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳(いずれも提出時において有効なもの又は発行・発給されてから6ヶ月以内のもの) (3) 写真なし社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し(いずれも提出時に有効なもの)
④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)	